

広島地方裁判所三次支部令和5年(ワ)第16号 損害賠償請求事件

原告 高野 邦 夫 (コウノクニオ)

被告 国

## 準 備 書 面 (1)

被告提出の答弁書に対する反論として本書面を提出します。

令和5年9月20日作成

上記原告 <sup>こう の くに お</sup> 高野 邦 夫

広島地方裁判所三次支部 御 中

### 記

#### 第一. 序 論

1. 以下においては原告を「私」、被告福永孝弁護士を福永孝、訴外津田廣雄を廣雄と、訴外広島県を単に県と略称し、庄原簡易裁判所平成29年(ハ)第14号を別訴1、同年(ハ)第8号を別訴2という。また当時の庄原区検察庁の検察官であった牛尾昌伸を牛尾副検事という。その他の用語については、随時補充します。

#### 第二. 被告の答弁書に対する反論

1. 「即時抗告をすることができる」とは「法によって保護された利益=権利」である。しかし被告の答弁書には、「即時抗告を行う権利」の権利性を否定する主張が見られないが、告訴権の権利性を消去した最高裁判例の如き判例が存在するなら引用して戴きたい。

◎基本判例(大学湯事件)←民法を嚙った人なら誰でも知っている著名な判例です

本条の「権利」は、厳密な意味においての権利でなくても、われわれの法律観念上その侵害に対し不法行為に基づく救済を与えることが必要であると思惟(しい)される利益であれば足りる。(大判大14・11・28民集四一六七〇)

#### ★民事訴訟法

##### \*第223条(文書提出命令等)

7 文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

##### \*第332条(即時抗告期間)

即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与え、検察官の職権発動を促すものに過ぎないから、被害者が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではない

### 第三.甲第5号証(送致番号簿)について

- 1.庄原簡易裁判所平成29年当時では、民事・刑事事件共西山判事一人で担当していましたので、甲第5号証(送致番号簿)が、「庄原警察署で作成されたものか否か」知らない理由がありません。西山判決によると、「本件対象文書2は庄原区検察庁において作成された文書ではなく、相手方(国=検察)は本件対象文書2を所持していない」という国の主張は真実となります。ここで本件対象文書2とは甲第5号証(送致番号簿)1枚のことです。因みに送致番号簿(甲第5号証)1枚では「簿」とは言えませんが、何ページか綴じた帳簿(おそらく有印)から抜き出した1枚(1頁)で、原簿は有印公文書だと推認されます。
- 2.以上を端的に表現するなら、「甲第5号証(送致番号簿)が偽造・変造物」という結論となる訳です。私が甲第5号証(送致番号簿)を「庄原区検察庁の作成物」と誤信したのは、提出済甲第14号証の1,2等の筆跡解析の結果である。即ち廣雄の該当部分の筆跡が、牛尾副検事の筆跡に酷似していたからです。

### 第四.加藤弾裁判官が本訴を民法715条1項にひきなおした点について

1. 訴状の請求の原因の記載を御覧下されれば御理解頂けると思いますが、「国家賠償法1条1項により支払いを求める」などとは書いてはないでしょう。加藤弾裁判官が「国賠訴訟と勝手に思い込んでいたのではないか」と思われます。私は違法性二元論などに反論するのも七面倒臭いので、敢えて(故意に)民法第709条(不法行為),民法第715条1項(使用者責任)で構成したのです。したがって、国家賠償法1条1項にひきなおす事は格別、民法第715条1項の請求にひきなおす必要は全くなかったのです。第3回口頭弁論期日の時、加藤弾裁判官は、国の代理人と何やら打合せしてから民法第709条(不法行為),民法第715条1項(使用者責任)に引き直したのです。随分と無駄な事を行ったと思いますが、これを日本語では「徒労」と言います。
- 2.国の答弁書の引用判例については、事案違いの感があるけれども、同趣旨で自己責任説に立脚する最高裁判例も存在し「徒労」になるので、ここでは敢えて争わない。

1.公権力の行使に当たる国の公務員が、その職務を行なうについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国がその被害者に対し賠償の責に任ずるのであって、本件のような事実関係（判決理由参照）のもとにおいては、公務員個人は被害者に対して直接その責任を負うものではない（最判昭46・9・3判時六四五―七二）

体の全ての作用を指すと解され（広義説）、かかる公権力の行使に当たる公務員がした違法行為を原因とする損害賠償請求については、専ら国賠法が適用され、民法の不法行為責任の規定は国賠法4条によるもののほかは適用されないものと解される（東京地裁昭和61年7月30日判決・判例時報1232号127ページ等）。

第1 請求原因について

原告は、検察官が原告作成の告訴状に虚偽の日付を記入し、別件訴訟において被告がその告訴状を裁判所に提出したことが原告に対する不法行為を構成する旨を主張し、被告に対し、民法715条1項に基づき、損害賠償を請求しているところ、原告が主張する不法行為は公権力の行使に当たる公務員の行為であるから、民法715条1項は適用されない。

↑加藤判決の理由↑

2 損害賠償請求訴訟が民法に基づいてなされているか国家賠償法に基づいてなされているかは単なる原告の法律上の意見にすぎないから、裁判所が民法による請求を本法による請求にひきなおして判断することは差し支えなく、原告がその原因たる事実を主張している以上弁論主義に反するものではない。(高松高判昭49・10・31下民集二五一九～一二一八七七) ←代位責任説の存在が窺えます

3.上掲判例1のとおり、公権力の行使にあたる公務員の不法行為については、専ら国家賠償法1条1項が適用されるとすると、判例2のように国家賠償法1条1項へひきなおすのは許されるとしても、逆に加藤裁判官が本訴請求を民法第709,715条による請求に引き直した点は「上掲最高裁判例1」に違背する事になる。何のために引き直したのか、それは判決書で私<sup>私</sup>の請求を棄却する目的で行ったとしか考えられない。

第五.二件の文書提出命令口頭却下と即時結審による即時抗告権の侵害

- 1.即時抗告を行う事は権利行使である。僅か数分では即時抗告を行う事は不可能であった。
- 2.なお公務員職権濫用罪(刑法193条)は即成犯であると解され、**権利妨害**後の事情に左右されるものではない。この点は、**私**が控訴を行わなかった場合に判然とする。即ち即時抗告権は侵害された儘になってしまう。

★刑法第193条(公務員職権濫用)

公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は**権利の行使を妨害したときは**、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

第六.別訴1が「狂言裁判」で無効な裁判であった嫌疑が濃厚となった

- 1.この点は庄原簡易裁判所令和5年(ハ)第6号として提訴し、令和5年9月27日付で御庁へ移送され、広島地方裁判所三次支部令和5年(ワ)第18号損害賠償請求事件となりました。
- 2.国の答弁書に対する反論を急ぎ作成した準備書面(1)で、整理が不完全である点をお詫びすると共に、なお必要な点は準備書面(2)等に譲ることにします。

以上原告 <sup>こうのくに</sup> 高野邦夫